

議会案第 4 号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 17 年白河市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 7 月に支給する議員報酬に関する特例措置）

- 8 令和 2 年 7 月に支給する議長、副議長及び議員の議員報酬月額については、第 2 条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額から、当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 24 日提出

理 由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民生活や地域経済等への影響に鑑み、議長、副議長及び議員の 7 月に支給する議員報酬月額を減額し、当該感染症対策の財源に充てるため、本条例の一部を改正するものです。